

裁判所と三権分立 3

<司法権>

司法権の独立

公正な裁判を行うためには、裁判所が国会や内閣など他の権力から干渉^{かんしょう}や圧力を受けないことが必要である。これを① の独立という。

憲法 76 条 3 項では「すべての裁判官はその② に従い③ してその職権を行い、この憲法および④ にのみ拘束される。」と定めている。

裁判官の選任と罷免

最高裁判所長官は① が指名し、② が任命する。その他の裁判官は③ が任命する。

裁判官の身分は保障されており、国会が設けた④ 裁判、心身の故障、国民が最高裁判所の裁判官に行う⑤ 以外では罷免^{ひめん}されない。

違憲審査権

法律や行政処分が憲法に適合するかないかを決定する権限を① という。

日本国憲法は、日本のあらゆる法の中の② であり、憲法に違反する法律や国の行為などはすべて③ であるとしている。

法令が合憲か違憲かの最終決定権を持っていることから、最高裁判所は「④ 」と呼ばれている。

<司法改革>

裁判員制度

2009 年 5 月から① が導入された。

→選挙権を持つ② から抽選^{ちゆうせん}で選ばれた裁判員が裁判官と一緒に審理^{しんり}し、被告人が有罪か無罪か、有罪であればどのような刑罰がふさわしいかを決める。

*裁判員制度が適用される事件は地方裁判所で行われる③ 裁判（殺人事件など）の第一審

裁判員制度を導入した目的

国民の司法参加により市民が持つ④
を裁判に反映するとともに、司法に対する国民の理解の増進とその

⑤ 図る。

その他司法改革

我が国の裁判には費用と① がかかることや、裁判官・

② ・検察官が他の先進国と比べて少ないなどの問題があり、裁判制度が国民に利用されにくいと言われている。

そのため司法制度の改革が進められている。

解 答

*表記法は教科書で確認してください。

<司法権>

司法権の独立

- ① 司法権 ②良心 ③独立 ④ 法律

裁判官の選任と罷免

- ①内閣 ② 天皇 ③内閣 ④^{だんがい}弾劾 ⑤国民審査

違憲審査権

- ①^{いけんしんさけん}違憲審査権 ②^{さいこうほうき}最高法規 ③無効 ④憲法の番人

<司法改革>

裁判員制度

- ①裁判員制度 ②国民 ③刑事 ④日常感覚や常識 ⑤信頼向上

その他司法改革

- ①時間 ②弁護士